

# “家電で少エネ” 実行委員会第一次報告

- (1) 平成15年7月に消費者団体、家電業界団体、NPOなどで、“家電で少エネ” 実行委員会発足
- (2) 発足以降、計5回の委員会を開催し、“省エネ情報が確実に伝わる仕組みづくり”(省エネラベルの具体化)を検討
- (3) 都環境審議会企画政策部会が中間まとめを行うに当たり、当実行委員会の検討状況を報告するため、第一次報告を取りまとめる。
- (4) 今後、販売店状況調査、全国自治体への意見照会、ガイドライン実証キャンペーン等を踏まえ、引き続き検討を行う。

項目	実行委員会 第一次報告
基本的考え方	<p>消費者にわかりやすいものにする</p> <p>販売店が実施するに当たり、実効性かつ持続性のあるものにする</p> <p>環境に良い製品を作る製造者、良い製品を売る販売者が評価されるしくみにする</p>
制度の概要	<p>販売者が、販売用に展示している製品本体に省エネラベルを表示すること、及び、購入者に対して省エネ情報等を説明すること。(ただし、製造者から、「JISラベルのカタログ表示等で消費者に情報を伝えているため、条例で義務付けるのではなく、自主的取組とすべき」との意見あり。)</p>
対象製品	<p>電力消費の割合が高い、エアコン、冷蔵庫、テレビ(ブラウン管)</p> <p>テレビのうち、液晶テレビ及びプラズマテレビについては、省エネ基準の定めがないこと、及び、消費電力量の算出方法が確定していないことから、当面、ラベリングの対象としないが、プラズマテレビは消費電力が大きという情報発信は必要。</p> <p>照明器具については、省エネ基準が蛍光灯製品にしかないこともあり、当面は、消費電力量の大きい白熱灯と少ない蛍光灯との比較情報を提供することが必要。</p>
表示・説明の内容	<p>省エネ基準達成率、年間消費電力量、10年間の電気料金を表示、説明する。</p> <p>省エネ性能の優劣を、省エネ基準達成率又は消費電力量で、AAA、AA、A、B、Cとランク分けして表示する方法については、引き続き検討する。</p> <p>(省エネ法及びJIS規格の省エネラベリング制度のデータを利用し、国の制度との整合性を図るとともに、年間消費電力量から算出した平均使用年数に近い10年間の電気料金(ランニングコスト)をあわせて表示し、販売価格との合計金額で製品を比較できるようにする。)</p> <p>環境情報として、ノンフロンである旨を表示し、説明する。</p> <p>(温室効果ガスであるフロンの使用抑制を図るため、冷媒と断熱材がノンフロンである製品を選択できるようにする。)</p>
表示方法	<p>原則、販売用に展示している製品本体に省エネラベルを表示する。</p> <p>展示していない製品については、店頭に一覧表を掲示することや説明書等による説明で代えることができる。</p> <p>インターネット販売・通信販売を行う都内の事業者は、その画面又は通販カタログにおいて、表示する。</p>
全国標準に向けて	<p>省エネラベルの表示については、他の自治体でも検討が行われている。事業者や消費者が混乱しないよう、できるだけ統一的な仕組みやラベリングとすべき。</p>
普及啓発の必要性	<p>省エネラベルの表示のみではなく、省エネラベルの普及啓発やその他の省エネ情報を消費者に伝えるため、キャンペーンや広報誌による啓発などを、販売店、事業者団体や消費者団体・NPOなどと連携しすすめることも必要である。</p>